土壌・地下水汚染の状況の調査が必要となる契機について

「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（生活環境保全条例）では、以下の場合において、土壌・地下水汚染の状況の調査の実施について規定しています。

１　工場を廃止するとき等

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第３条第１項	第３９条第２項
対象者	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者
調査義務の契機	有害物質使用特定**施設の使用を廃止**したとき※	特定有害物質等取扱**事業所の全部又は一部を廃止**するとき（法対象となる土地を除く）

※ 工場・事業場の敷地として引き続き利用する場合など、調査を猶予できる規定あり

２　3,000 ㎡以上の土地の形質の変更を行うとき（土壌・地下水汚染のおそれがある場合）

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第４条	第３９条の２
対象者	第１項の届出…土地の形質変更を行おうとする者 第２項の調査…土地所有者等	第１項の報告…土地の形質変更を行おうとする者 第２項の調査…土地所有者等
契　機	第１項…3,000 ㎡以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手の 30 日前までに当該**形質変更の内容を届出** 第２項…当該土地に**土壌汚染**のおそれがある場合に**知事が調査の実施を命ずる**	第１項…3,000 ㎡以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手前に**履歴調査を実施しその結果を報告** 第２項…当該土地に**土壌・地下水汚染**のおそれがある場合に**知事が調査を求める**

３　土壌・地下水汚染のおそれがあるとき

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第５条	第３９条第３項
対象者	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者（又は土地所有者等）
契　機	土壌汚染により**健康被害が生じるおそれ**がある場合に知事が調査の実施を命ずる	**特定有害物質等取扱事業所**が存在する土地で**土壌・地下水汚染のおそれ**がある場合に知事が調査を求める

これらの契機に該当した場合は、土地利用の履歴、特定有害物質の使用・排出等の状況を踏まえて、土壌・地下水汚染の調査を行う必要があります。

土壌汚染対策法の規定の対象となる場合は「土壌汚染対策法施行規則」に規定する方法、生活環境保全条例の規定の対象となる場合は「愛知県土壌汚染等対策指針」に規定する方法に従って調査を実施する必要があります（原則として調査方法は同じです。）。